

5 幼稚園での健康管理

- (1) 定期健康診断 4月～6月までに実施（日程は園だよりにてお知らせします）

○内容

発育測定（身長、体重）、健康診断（内科、歯科、眼科、耳鼻科）

○診断結果

健康診断の結果は、各科ごとに治療が必要とされた子どもに配布いたします。
異常がなかった子どもは『けんこうてちょう』でご確認ください。

『けんこうてちょう』は、3年間の健康の記録です。

※専門医の受診が必要な場合はできる限り早めに受診してください。

受診された後は、「**健康診断結果のお知らせ**」に添付されている「**診察結果報告**」を提出してください。

※内科・耳鼻科・眼科において疾病の疑いがあった場合、**専門医への受診が済んでいないと水遊びに参加することができません**のでご注意ください。

- (2) 発育測定（身長、体重）

○内容

体重は毎月測定します。（欠席した場合は測定しません）

身長は、各学期初め（4月、9月、1月）と誕生月に測定します。

※身長が測定しやすいように髪を結ぶ時は下や横で結ぶなど、結び方を工夫してください。

○結果

『けんこうてちょう』でお知らせします。ご家庭で、『けんこうてちょう』の項目ごとに測定値をグラフで表し、出欠欄に押印またはサインして、**必ず翌日に戻してください**。

- (3) 園生活を快適にするために(集団生活であることを踏まえ、ご配慮ください)
＜子どもの健康チェックを毎日忘れずにしてください＞

- ・ 疲れている時や体調が悪い時には、集団の中にいることが辛いものです。食欲、排便、寝不足、顔色、活力など**登園前の様子**をしっかりとチェックしてください。気がかりなことがある場合は無理をせず休ませてください。
- ・ 幼稚園は集団生活です。前日に発熱や下痢、嘔吐があった場合や、当日の体温が平熱より高い場合は健康状態に注意し、無理な登園は控えてください。
- ・ ご家族が体調不良の場合の登園の判断は感染症を考慮し十分ご注意ください。

＜幼稚園で薬を飲ませたり薬を塗ったりすることは基本的にできません＞

市販薬や処方薬など、薬による処置が必要なときは、無理をせず休ませてください。
薬の塗布等が必要な場合は、園にご相談ください。

<園で体調が悪くなった時は>

熱や下痢・嘔吐などの症状があった場合は、ご連絡します。状況によってはすぐに迎えに来てください。

(4) 学校（園）で予防すべき感染症と出席停止

○感染症と診断された場合

① 幼稚園に病名と症状を連絡する。

出席停止となり、医師からの許可があるまで登園できません。出席停止は、病気を早く治すためと、他の園児への感染を予防するものであり、欠席扱いにはなりません。

② 医師に許可を得て登園する。

医師の登園許可が出ましたら、**保護者の方が「出席停止解除願い」**に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。その際、病院及び診断された医師名の記入も忘れずをお願いします。用紙は幼稚園にありますので担任にお申し出ください。尚、ホームページでもダウンロードできます。

※出席停止の期間は医師により感染症と診断された時から医師の許可が出るまでです。また、病院で診察を受ける前に欠席した場合は出席停止扱いにはなりません。

<学校（園）において予防すべき感染症の種類は次の通りです>

学校感染症の出席停止基準

分類	病名	出席停止の基準	
第 1 種	※	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始 24 時間を経て全身症状が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身症状が良ければ登校可
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可能
带状疱疹		病変部が被覆されていれば登校可。	
感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可能		

※ 1 第一種学校感染症：

エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト・マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）・急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※園内で感染症が出た場合は、蔓延を防ぐことや体調管理の啓発のために、玄関脇のホワイトボードおよび「すぐる」のタイムラインにて状況をお知らせします。ご確認ください。

(5) 幼稚園で事故にあった時

- 医師の治療が必要な時には、幼稚園から保護者に連絡します。
その際には、健康保険証・マイナンバーカード・乳幼児医療証をお持ちください。
- 万が一の時に連絡が取れるように、**連絡先を明確に**しておいてください。
- 子どもにかかりつけ医がある場合は、園へお知らせください。病院は保護者の方と相談して決めますが、連絡がつかない時には、千代田区の学校（園）緊急指定病院である日本大学病院、または、東京逋信病院にて受診します。

(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

- 幼稚園の管理下で、幼児の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校（園）の設置者・保護者の三社の負担による互助共済制度です。
- 「災害共済給付制度」への加入手続きは区で行います。加入費用も、区で負担します。
- 給付の対象となる「学校（園）の管理下」と災害の範囲、給付を受けるための手続など、詳細につきましては、入園時配布する「災害共済給付制度」のお知らせをご覧ください。

(7) 園医一覧

科 目	氏 名	院名	住 所	電話番号
内 科	大森 格	大森胃腸科	千代田区隼町 2 - 1 5	3234-6226
眼 科	吉野 真未	飯田橋眼科 クリニック	千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー 2F	5276-2722
耳鼻科	児玉ひとみ	九段下耳鼻咽喉科 クリニック	千代田区九段南一丁目 6-5 九段会館テラス B106	6261-6530
歯 科	山田 陽子	デンタルサロン 麴町	千代田区麴町 2 - 4 - 20 麴町鶴屋八幡ビル 2F	6268-9810
薬剤師	和田 幸子	アップル薬局 六番町店	千代田区六番町 7 金澤ビル 1F	5211-2460

(8) 千代田区 緊急指定病院（令和 4 年度現在）

- ・日本大学病院 千代田区神田駿河台 1 - 6
TEL 03 - 3293 - 1711
- ・東京逋信病院 千代田区富士見 22 - 14 - 23
TEL 03 - 5214 - 7381